

第8期 第36回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（18人）
4. 欠席委員（1人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（6件）
 - 議案第 113号 農地法第3条の許可申請について （5件）
 - 議案第 114号 農地利用最適化推進委員候補者の決定について （1件）
7. 農業委員会事務局職員（4人）

8. 会議の概要

○事務局長

それでは、定刻となりましたので、始めたいと思います。

ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。それでは、本日の会議に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。14番 ○○委員から欠席の連絡を受けており、1番 ○○委員から遅れて参加されると連絡を受けております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○の○○推進委員が出席しております。それでは会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

長い雨の期間が明け、暑くなってきました。早いところでは、出穂期に入っているようです。ご報告がありまして、先般、県の農業会議の総会がありました。皆さんが3年間ご尽力をいただいたおかげで、東温市農業委員会が県知事表彰され、表彰状をいただきました。ありがとうございました。

今日が第8期最後の総会になりますが、非常に大きな変革の時期に改選を迎えました。7月8日に改正食糧法が成立しました。この中で一番大きなことは、生産調整という文言が無くなったことです。これにより、需要に応じた、供給を求められることになり、農業者に今まで以上の責任を負わせられることになります。それに伴い、来年度は水田活用の交付金が大幅に見直されます。県や市が水田政策を推進していく中で、何に交付金を付けていくのかという議論も出てくるのではないかと思います。今後農政にも注視していかなければいけない中での改選となりました。

それでは只今から第36回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、3番 ○○ ○○委員さん、4番 ○○ ○○委員さん、よろしくお願いします。

只今から審議に入りたいと思います。

まず、議案第113号農地法第3条の許可申請について、5件を議題といたします。

1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第113号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市○○○番地○ ○○ ○○。譲受人 東温市○○○番地○ ○○ ○○。場所は、○○○番○、畑、442㎡、同所同字○○○番○、畑、641㎡、計2筆の1、083㎡です。権利内容は売買です。

○○さんに関しては、東温市では新規就農者扱いとなりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、令和8年6月17日に1反以上の取得に当たるため、ヒアリングを実施しています。農地法第3条第2項の該当の有無を確認しています。第1号全部効率利用要件ですが、申請地について、以

前は別の方が借りていましたが、耕作できなくなり、数年前から譲受人が夫婦で耕作をしていました。きゅうり、ナス、芋を作付けしており、収穫物は、自家消費や近隣の知人に渡しています。農機具は、トラクターと管理機を近くの農家の方と共有で利用しています。申請地は、自宅から5分以内で通作できるため、管理がしやすく、今回正式に所有権移転の話がまとまりました。第2号農地所有適格法人要件ですが、法人による取得ではございません。第3号信託の引き受けの禁止ですが、信託の引き受けではございません。第4号農作業常時従事要件ですが、常時、本人、妻の2名で従事されます。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は3ページです。〇〇〇〇の西あたりの農地になります。〇〇さんが5年ぐらい借りて耕作していた農地を今回売買することになりました。大体事務局から説明があった通りになります。本人は規模を拡大する意思はなく、収穫物は自家消費や、近隣の方に配るようになります。早朝や夕方に管理されており、休みの日は夫婦で耕作されているとのことです。私も農地を見に行きましたが、きれいに管理されており、特に問題はないかと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。質問がないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件、3番目の案件につきまして、譲受人が同一となっておりますので、一括審議を行います。事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 伊予郡松前町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 松山市〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇番〇、田、1, 129㎡です。

3番 譲渡人 千葉県木更津市〇〇〇番〇号 〇〇 〇〇。共有名義ですので、もう1人おられます。松山市〇〇〇番〇号 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇番〇、田、482

m²、外8筆、計9筆で、3, 191m²です。2番、3番の権利内容は売買です。

〇〇さんに関しても、新規就農者となりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、令和8年6月17日に1反以上の取得に当たるため、ヒアリングを実施しています。農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しています。第1号全部効率利用要件ですが、譲渡人は農地バンクに登録しており、利用者を探していたところ、〇〇氏が利用したいと登録され、売買が成立しました。申請地に根菜や果菜を作付けする予定です。農機具は、耕運機、脱穀機、貯蔵庫を購入予定です。第2号農地所有適格法人要件ですが、法人による取得ではございません。第3号信託の引き受けの禁止ですが、信託の引き受けではございません。第4号農作業常時従事要件ですが、常時、本人、妻の2名、臨時1名で従事されます。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加することです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は4, 5ページです。〇〇と〇〇の境目で、〇〇線と〇〇線が交差している場所を、少し〇〇寄りに行ったところにあります。〇〇さんの奥さんは、貸農園で農業をやっていたことがあり、農業に興味を持たれました。〇〇さん本人は、農業資材を取り扱っている会社を経営されています。今まで自身で農業を行ったことはないとのことですが、農業に従事してみたいという思いがあり、今回申請されました。申請地は、耕作されておらず、荒れている状態です。〇〇さんは自然農法で農業をやりたいという思いがあり、その方法は、過去に農薬等を使用していないところが適しているとのこと、草刈り等は大変ですが、一つずつ作業をしていくとのこと。奥さんのお父さんが、農業経験があるとのこと、教わりながらやっていきたいとのことでした。営農計画書もしっかりと作成されており、意欲がありますので、問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

地図の〇〇〇番〇に、四角の建物がありますが、家ですか。

○事務局

農業用の倉庫で、元々建っていたものになります。〇〇さんに農業用倉庫を取り壊すことを約束した誓約書を提出してもらっています。今年度中には解体して更地にし、農地にした上で使用されるということです。

○議長（会長）

他にご意見はありますでしょうか。

○委員 〇〇委員

ご住所の〇〇に会社があるということですか。

○事務局

〇〇は、借家で、お二人で住まわれている家です。

○委員 〇〇委員

そこから、奥さんが通作されるということですか。

○事務局

基本的には、奥さんが通作されますが、2人で従事されるとのことでした。

○委員 〇〇委員

奥さんのお父さんが、農業をされているとのことでしたが、ご年齢は。

○委員 〇〇委員

68歳です。会社員とのことだったので、専業ではなく、兼業だと思われます。お父さんの住所は確認しておりません。

○委員 〇〇委員

4反もあり、かなり広い農地ですが、申請地は今までどのような状況だったのですか。

○事務局

草は生えていましたが、農地バンクへの登録に伴い、所有者に草刈り等の管理はしていただいていた。ただ、数十年間は耕作されていないような農地です。

○議長（会長）

私から誤解のないように伝えておきたいのは、農業と農法は違うということです。自然農法は、人間が一切手を加えずに行う栽培方法です。〇〇さんが耕運機や管理機を購入予定ということは、どちらかというと農業として栽培されるのかなと思われます。

他にご意見はありますでしょうか。ないようでしたら採決をしたらと思います。承認

される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 松山市〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇番、田、1, 393 m²、同所同字〇〇〇番、田、977 m²、同所同字〇〇〇番、田、295 m²、計3筆の2, 665 m²です。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機です。労働力は、本人と妻の常時2人です。耕作面積は12, 990 m²です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は6ページをご覧ください。〇〇〇番の右に購入される〇〇さんの家があります。申請地は、国道から近く、良さそうに見えますが、農地に行くまでは、管理機か耕運機で行くような道しかありません。荒れておりましたが、今まで〇〇さんが善意で管理をしていただいて、今回正式に売買することになりました。地元としても、ありがたいです。特に問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

質問がないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 東温市〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 東温市〇〇〇番地 〇〇 〇〇。場所は、〇〇〇番、畑、926 m²です。権利内容は贈与です。

〇〇さんに関しては、新規就農者となりますので、別紙3をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書に関しまして、1反未満の取得に当たるため、事務局で、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しています。第1号全部効率利用

要件ですが、譲渡人と譲受人は兄弟であり、農地の隣に自宅がある兄へ贈与し、引き続き農地として利用していきます。玉ねぎやキャベツなどの季節野菜を作付けし、自家消費や収穫量が安定すれば、近隣への販売も予定しています。耕運機や噴霧器を所有しており、トラクターは今後購入予定とのことです。第2号農地所有適格法人要件ですが、法人による取得ではございません。第3号信託の引き受けの禁止ですが、信託の引き受けではございません。第4号農作業常時従事要件ですが、常時、本人、妻の2名で従事されます。第5号転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第6号地域との調和要件ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取り決めに遵守するとともに、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。

以上のことから農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可相当と考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員となりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は7ページをご覧ください。〇〇〇線の南側にある四角い農地が申請地で、右隣が〇〇さんのご自宅です。弟の〇〇さんが〇〇に住まわれており、通作はできておらず、今までも兄の〇〇さんが耕作されていたようです。今回贈与ということで、正式に話がまとまりました。特に問題は無いと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

質問がないようでしたら採決をしたと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第114号農地利用最適化推進委員候補者の決定について、1件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

平成28年4月に農業委員会法が改正され、農業委員とは別に、担当する区域における農地などの利用の最適化の推進のため、現場活動を主体的に行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになっています。

今回が4回目の改選で、農業委員の募集に合わせて、令和8年1月から3月にかけて、2回に分けて募集を行い、条例で定める定数である、22名の推薦がありました。

候補者は事前にお配りしています資料のとおりとなります。

候補者22名の氏名を敬称略で、届出順に読ませていただきます。

〇〇 〇〇～〇〇 〇〇の以上22名です。継続の方は14名で、新たに推進委員に

なられる方は8名です。

つづきまして、農業委員候補者・農地利用最適化推進委員候補者地区別案となっております。農業委員と推進委員の担当地区を仮に当てはめております。

本日、机の上に平置きさせていただいております、農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者一覧につきましては、左列から推薦・応募の別、担当地区名、氏名、性別、年齢、職業、経歴、そして、営農の状況、認定農業者の有無、応募の理由、推薦者、推薦の理由を記載しています。

ここで、候補者の農業経営状況をご確認いただきたいと思います。

各候補者の経歴についてはご覧のとおりですが、耕作面積については、番号11番〇〇地区の〇〇氏の250㎡、及び番号5番〇〇〇・〇〇〇の〇〇氏の、株式会社〇〇〇〇に雇用され、かつ農業生産法人である株式会社〇〇〇〇に個人名義の農地を貸し付けていることを除いて、みな耕作面積3反以上であります。

次に、推薦の理由、応募の理由をご確認いただきたいと思います。推薦の理由欄にまとめておりますが、皆意欲的に農業に従事し、地域の住民や農地、農業に詳しい方ばかりであり、地域振興にも貢献されています。

経歴につきましては、経歴欄に書いてある通りですが、人物も高潔であり、地域からの信頼も厚い方ばかりです。

さらに、継続して推進委員になられる方も22名中14名いまして、これまでの活動歴等の評価と併せまして、候補者は、農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定されている推進委員は農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であることの要件を満たしていると判断しております。

なお、東温市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則第3条の規定に基づく資格要件2点について、東温市に住所を有する者、東温市の職員でない者に候補者全員が該当すること、さらに、欠格事由に該当しないことも満たしておりますことを併せて報告いたします。

つづきまして、同条第2項の規定により、推進委員を委嘱しようとするときは、各推進員が担当する区域を定めなければならないとありますので、さきほどご案内申し上げました、地区別の農業委員と推進委員に地元からの推薦及び効率的に活動できる地区を割り付けしておりますので、併せてご承認いただければと思います。

なお、副市長を委員長とする幹部職員のメンバーで構成される東温市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果について、令和8年6月25日付けで推薦のあった22名を農地利用最適化推進委員候補者として問題がなく、農地利用最適化推進委員と決定していることを申し添えます。

今後についてですが、本日、議決いただいた農地利用最適化推進員候補者については、次期第9期の農業委員会に申し送り等させていただきまして、7月21日に予定しております、臨時総会におきまして、最終的に議決して同日午後に推進委員の委嘱式を執り行いたいと考えております。

委嘱式は、同日午後1時半から市役所4階 大会議室で行われる予定です。

以上で説明を終わります。委員の皆様の御審査をよろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

質問がないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、6件、これで全て終了しました。

以上で第36回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。